

宿泊税の使途の具体化に係る今後の進め方について

1 趣旨

宿泊税の令和8年度からの導入に向け、市町や宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者などへのヒアリングの実施など、宿泊税の使途を具体化していくための今後の進め方について報告する。

2 これまでの経緯

令和6年4月 宿泊税の導入に向けた検討を再開
以降、市町、宿泊事業者をはじめとした関係者からの意見聴取や議会における議論などを実施
令和6年10月 パブリックコメントを実施（11月21日まで）
令和6年12月 広島県宿泊税条例案、広島県宿泊税基金条例案の議決
令和7年3月 総務大臣の同意
令和7年4月 施行期日を令和8年4月1日とする規則を公布

3 宿泊税を活用した使途の基本的な考え方

本県の観光を、県経済の成長を支える産業の一つとしていくため、

- ・滞在時間の延長や宿泊の増加につながる旅行者の満足度や利便性の向上
- ・今後も増加が見込まれる旅行者の受入環境の充実といった新たな課題への対応に向けて必要な施策に取り組むこととする。

※ 原則、新規事業及び拡充事業に活用する。
※ 特別徴収義務者の負担軽減措置、県内市町への支援（交付金等）にも活用する。

4 今後の進め方

- 4月下旬から観光関連団体や宿泊事業者などへのヒアリングを順次開始し、5月以降、市町を対象にした説明会を開催することなどにより、関係者から御提案や御意見を伺う。
- また、本県に先行して宿泊税を導入している自治体の活用事例等も参考としながら、関係者との議論を重ね、使途の内容や市町交付金等の規模・配分方法等について整理を進めていく。
- 使途等の案については、令和8年度予算編成過程において随時県議会へ提示し、御意見を伺いながら、令和8年4月からの導入に向けた具体化を進めていく。

（参考：制度概要）

項目	内容等
納税義務者	県内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法） ・民泊（住宅宿泊事業法）
徴収方法	特別徴収：宿泊事業者等が徴収し県に納付
税率	1人1泊につき、一律200円
課税免除	課税免除対象：修学旅行、林間学校、野外活動 （学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事）
免税点	6,000円未満（消費税抜き・素泊まり料金）
制度見直し	条例施行後5年ごとに見直しに向けた検討を実施する。 ただし、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合は、この限りではない。
基金	特定の目的のために導入することから、予算管理の区分が必要なことや年度間の税收変動等に対応するため、設置する。
導入時期	令和8年4月1日